

社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会
役員等報酬及び費用弁償支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条に規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 役員等に対しては、職務遂行の対価として次のとおり報酬等を支給することができる。ただし役員等がこの法人の職員であり、給与の支給を受けている場合には支払わない。

(1) 常務理事 報酬、期末勤勉手当、通勤手当

(報酬等の額の算定方法)

第3条 前条に記載する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に掲げる範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 期末勤勉手当 別表第2に定める額
- (3) 通勤手当 別表第3に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給の時期は、職員給与規則第8条並びに第18条の規定に準じる。

- 2 報酬等は、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、職員給与規則に準じた日割り計算とする。

(休 暇)

第6条 第2条に記載する役員等報酬を支給する者の休暇は付与しない。

(社会保険等の適用)

第7条 第2条に記載する役員等報酬を支給する者には、法令に基づき厚生年金保険、健康保険に加入する。

(費用弁償)

第8条 役員等には、その職務を執行するために要する費用(旅費交通費及び手数料等)を弁償することができる。

2 費用の弁償額は、一日につき1,000円とする。

3 費用弁償の支払いは4月から9月までの分を9月末までに、10月から翌年3月までの分を3月末までに行うものとする。

4 役員等が、会長の指示又は理事会の委任を受け、法人及び事業の運営に関わる業務のために管外出張等行うときは、その費用を弁償することができる。ただし、社協の職員を兼ねる役員等及び通勤手当を受給している者には支給しない。

5 前項の弁償額は、旅費規程に準じて、その実費相当額とする。

(費用弁償の辞退)

第9条 役員等は、費用弁償額の全部または一部につき、辞退することができる。

(端数の処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、指定がない限り職員の給与計算に準じた端数処理を行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は評議員会の決議を経て行う。

別表第 1

区 分	報酬額（月額）
常務理事	「職員給与規則」別表第 1 （再任用 4 等級金額） × 1. 1（管理職割増率） × 1. 1 2（地域手当） 【百円未満四捨五入】 ※常務理事の職務を日常業務の管理とするため、正職員同等勤務を想定し算定している。それ以外の場合は週勤務時間に応じ算定する。

別表第 2

区 分	期末勤勉手当（年額）
常務理事	報酬額（月額）× 2. 3 5 月

別表第 3

区 分	通勤手当
常務理事	「職員給与規則」第 15 条に準じる

附 則

この規程は、令和 3 年（2021 年）4 月 1 日から施行する。

なお規程の改定により、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会「常勤役員の報酬及び費用弁償等に関する規程」並びに「費用弁償規程」は廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から施行する。